

部分的宣命書きと和漢混淆文

一、日用書記体としての擬似漢文

古代、日本語が漢字と出会い、漢字でもって日本語を書き記そうとしたとき、考へうる方法はただひとつ、本来の漢字の機能そのままに中国語に翻訳することであつたはずである。漢字で書くというのほりもなおさず、中国語を書くということだから。当時の世界事情から考へても、中国語は東アジアで最も有力な言語であつた。國際的にも中国語の学習・修得は必須であつた。その中国の、律令制という社会制度を取り入れて国家体制を整えようとしたとき、わが国においても基本的には中国語を必要としたであろう。しかし、すべての官人が中国語をよくしたわけではない。むしろ、中国語ができるのは、渡来人と呼ばれるもともと日本語を母語としない人々やその一族、あるいは一部有能な官吏、学者に限られていたと思われ。そんな中で、律令制におけるいわゆる文書主義は、中国語をよくしない律令官人にまで、書くということを要求した。かくして、日本語に即した形で律令社会の文書形式が定まつてゆくことになる。いわゆる変体漢文と呼ばれる、ひとつの方法がそれである。その背景には、中国語学習の過程が必要となる漢字と日本語との対応、広い意味での漢文訓読があつた。漢字と訓（和訓）との対応があつて、はじめて日本語的な漢文が成立する基盤ができる。いわゆる変体漢文とは、単に間違つた漢文（中国語文）

とは異なる、日本語の書記形式のひとつである。そのかぎりにおいて、漢字と訓（和訓）との対応をぬきに、それを考へることとはできない。ただし、それは日本語を書くことの要請によるものであつたけれど、日本語として書くことを意識したわけではない。一方で中国語の形式を、やはり意識したものであつた。だからこそ、日本語のかたちをほぼそのまま記しうる仮名だけで、文書をやりとりすることは、行われにくかつたのであろう。そこに、日本語文をその音列のままに記そうという要求（ある意味、日本語として書くこと）は、入り込む余地がなかつたのである。

正倉院に残る二通の仮名文書は、その意味で特殊である。あるいは、仮名だけしか知らないような層を考へねばならないのかもしれない。各地から出土する「なにはづ木簡」は、早い時期から仮名学習のあつたことをうかがわせる。しかし、奥村悦三の指摘するように⁽¹⁾、文章としては、そこに漢文ないし漢文訓読的な要素を見出すとき、やはり、日用文書のうちのある種特殊な形式であつたとみなすほうが今のところ妥当である⁽²⁾。

そもそも漢字でもって文章を書くということは、基本的に中国語文、つまり漢文を書くことである。そして、書き手のことばが日本語である場合、つねに漢文への翻訳ということが前提になる。いいかえれば、日本語文をそのままのかたちに書くということとは、はなから念頭にない。つまり、書き言葉と話し言葉との間には大きな溝があつた。話し言葉のままに日本語文を書くということは、さらに多くの年月を要したのである⁽³⁾。

ところで、古代の文体を漢文体（中国語文）と和文体（日本語文）とに大別することが、多く行われているが、はたしてこれは妥当であろうか。古代の書記形式は、漢文（中国語文）作成をめざさないかぎり、とりもなおさず律令社会の日用文書の形式である。それ以外で、ことばを書き留めようとする要求は、それほど多くはなかったであろう。日用文書は、内容の伝達に重きがあるわけで、それを「日本語に」（日本語としてではなく）訓めるかどうかはそれほど問題ではない。話し言葉のよる自然な日本語の音列への還元は意図されてはいない。正格の漢文でもなければ自然な日本語でもない、漢文の形式を指向しながら日本語文を書き記そうとした、形は漢文に近いが、中国語文を意図したのではない日本語文、というのが日用文書の形式なのである。それは、漢文と日本語文との接触によって生じた日本的な漢文、つまり混成の書記言語（あるいは書記法）といえよう。中国語ではないが、日本語ともいえないような日本語の文章（あるいは書記法）、一種のクレオールのようなものが形式として存在したと考えればよい。それがとりもなおさず、いわゆる変体漢文とよばれるものの実体なのである。

したがって、一方で漢文の形式を指向することにおいて、「漢文」の名で呼ぶことは、日本語文の一種であったとしてもそれほど問題ない。むしろ、これを日本語文の名で呼ぶことは、のちの仮名文を考えたとき、性格の一面を見失う点があるのではないか。実際には日本語文の内容を漢文の形式を真似た形で書こうとしたものであり、あえて名付けるならば「擬似漢文」あるいは「似非漢文」とでもいうべき性格のものとするのが、

もつとも穏やかなように思われる。その点で、従来の変体漢文の名は、一面ではその妥当性も残しているようにも見えるのである。

そう考えるなら、以前にも提言したように、一方の極に正格の漢文をおき、一方の極に仮名書きの文章において、その中間に擬似漢文を置くといった図式が、古代の文章を考える上で有効であると思われる（4）。

その背後には、書き表わそうすることばとしての日本語があつてよい。それが新たな日本語の文体へと発展してゆくこともまた自然な流れである。現代の日本語も多くの外国語との接触によって変化してきた面があるのと同断である。和漢の混淆がそこにある。

二、擬似漢文と宣命書き

さて、律令社会における日用文書の書記体として、擬似漢文を措定するとして、その内実は多様である。たとえば、正倉院文書（続修）に残されている写経所の不参状（欠勤届のようなもの）の数々は、まさに日用の文書である。内容は欠勤の理由と日数だけの簡単なものである。しかし、ある種、形式にのっとりながらも、ひとつひとつには個性が認められ、一様ではない。

嶋浄濱解 申不参事

右以去九月廿八日依病而三箇日

暇日請罷退病弥重立居不便

仍更五箇日暇請如件以解

天平寶字二年十月一日付使尾張日足

史戸赤麻呂謹解 申不參向事

右以今月十七日姑死去仍請三箇日暇欲看

治今録狀謹解〔以廿一日夕參〕

天平寶字四年九月十八日

〔判〕 史生下道朝臣福麻呂 領賀茂朝臣馬甘〕

形式としては、ここに示したように「(誰それ)解 申不參事」ではじまり、「以解」「謹解」でくくるが、字句には「申不參事」のほか「申不參向事」「申不參送事」など、いくつかの違いが見られ、文末も「如件以解」「今録狀謹解」のほか「如前以解」「仍録事狀謹解」「申送謹解」など小さな異なりがいくつも見られる。つまり、定まった書式にのっとったものではなく、それぞれが、基本はありながらも各自の表現に従ったものとなっているのである。

そんな中で、この二通においては、「暇(暇日)を請」の「請」の位置が異なる。前者においては、「三箇日の暇日を請ひ」「五箇日の暇を請ふ」と日本語の語順に従っており、後者の漢文の語序に従った「請三箇日暇」とは異なる。両者は同一の位相に属し、いずれも不參状という合目的に、同じくものとされたものであり、その中で「請」の漢文的語序と日本語文的語序とは、日用文書の形式の範囲内のゆれ、いわば個人差ということになる。この場合、漢文的語序と日本語文的語序とは、文章の性質、漢文か非漢文かを区別する指標にはなりえない。

これに、部分的宣命書きを含む次の文書を加えても、同じことがいえる(へ)内は宣命書き)。

桑内真公解 申不參事

右真公頭出瘡弥大施痛苦此令見

於人虫瘡(止云)仍請藥師比來之間

治作雖然未能寮因録怠狀以解送

謹申

寶龜三年三月廿三日

この場合、宣命書きは、仮名小書きによる日本語要素の挟み込みであるが、漢文的語序を基本とする点において、基底にあるのは擬似漢文である。正倉院文書に残された部分的宣命書きの資料や、平安遺文所収の宣命書き資料のうちの部分的宣命書き資料は、いずれも、このように擬似漢文を基底とする(5)。しかし、基底となる擬似漢文には、先に見たような多様性が認められるのである。

平安遺文所収の宣命書き資料を眺めてみると、時代を経るに従ってその例数は増加する(6)。これはそもそも資料の残存量による面もあるが、やはり宣命書きを含む文書が増えていることを意味しよう。

次にあげるのは日記と呼ばれる形式の文書である。前稿で取り上げたように、この形式の文書は、宣命書きを多く含み、日本語の語序に従った構文が特徴的に見られる一群の資料であるが、その中で、会話引用の形式に注目したい。

東寺御領大國庄政所応徳二年六月六日立日記

右事発、庄領字川合庄田三岡前里十三坪一町内五段、為令

播殖、田汁（を）作置之間、稻木大夫延能神主從類卅余人
俄到来、件田五反非道押殖。因之、庄遣使者令制止云「本
寺御下文并祭主御外題已了、經沙汰之後、依一定可播殖」
者。其時（二）延能神主從類云「何（乃）本寺使（者）可
在」（と）申（天）放奇。「雖本寺使頭打破」（と）申（天）、
以杖木打墮磔（志／天）不知是非致乱行計。仍為後日沙汰、
注在状、以解。

日記申御庄專当高橋成任
太神宮御領平田御菌檢校藤原

大中臣（花押）

件日記被注稻大小大夫從類所為、殆似乱行企、不待使沙汰、
件田競殖之上、為沙汰雖加制止、不承引旨実正也、仍加進
署名之、

在地岡前村刀禰御菌預県用吉

（東寺領伊勢国大國莊政所日記、東寺百合文書せ、平安
遺文一二三八）

この文書においては、会話引用の形式が三箇所見られる。は
じめは、「云」「者」という漢文の格にのつた方法にな
っているが、二番目から三番目は、「云」「と」申（天）、
「」「と」申（天）」という形式で、宣命書きを交えて日本語
の格にのつたものとなっている。このような形式は、宣命
書きを交えないような通常の擬似漢文の文書にあっても、次の
ようにみられ、

卅五下古家田五段二百步下

右坪、田刀依知大富愁云、「此田唯有名少実、无由進地
子、雖前前使愁申、而都不弁、強迫无実地子、於少力民
大愁」者、仍今勘推之、前前寺所預三段二百步、被奪公
田二段也、披陳其由、口分戸主依知真象申云、「己不知
寺田給口分、今承賢者教、更不預作」申、避已畢、即進
地子、

（近江国依智莊檢田帳、百卷本東大寺文書四十七、平安
遺文一二八）

やはり、「云」「者」の形式と「云」「申」の形式と
が、併用されている。

会話引用形式については、別に述べたことがあるが（七）、い
わゆる文体を特徴付けるひとつの指針となる。擬似漢文の中に
すでに日本語の語序に従った構文が認められることは、宣命書
きを多く含むことが、そのまま日本語の語序に従った構文が多
くなることを意味するわけではないことをものがる。つまり、
日本語文の語序に従った、したがって、和文の特徴とされるよ
うな会話引用形式においても、擬似漢文の中にすでにその構文
が認められ、これを、文書全体に宣命書きを含む日本語的な文
章を間において、いわゆる仮名文と連続させるならば、文章の
様式が擬似漢文、漢字仮名交じり、平仮名主体と異なっても、
底通する文章の形式（この場合は、会話引用の構文）には、共
通するところがあることになる。

日用文書の世界において宣命書きが多用されて、書記様式の
面からは、通常の形式である擬似漢文から、宣命書きを含んで
漢字仮名交じりの文章が徐々に形成されていく姿を見ることが

できる（後述）。しかしながら、その基盤にある「ことば」は、それほど異なるものではない。つねに、漢文的語序と日本語文的語序とが混在する形で展開している。たしかに、宣命書きを多く含む文書には、日本語的な傾向は強いけれども、ここでは一応、類似点の方を強調しておく。

三、和漢の混淆ということ

前節においてみたように、擬似漢文における日本語的な構文は、宣命書きを契機とするものではないが、宣命書きの部分が日本語部分の埋め込みを目的としていることも、また事実である。「擬似漢文と日本語要素の埋め込み」という観点から、もう少し会話部分の引用について見てみたい。そこから、和漢の混淆というものをさぐる手がかりを得たいと考えるからである。

さまざまな資料において会話あるいは会話引用形式の部分に宣命書きや仮名書きがみられるのは、日本語としてのかたちも伝えようとする意識がそこにあつたからだ、一応は考えられよう。擬似漢文の中に会話の部分を用いるのには、大きく二つの方法があつた。ひとつは、会話部分全体を仮名書きする方法であり、ひとつは会話部分を表示する方法である。

前者は、漢文中の外国語形の仮名書きを淵源とする。古く七世紀後半の木簡に、

詔大命乎伊奈止申者（藤原宮木簡）

世牟止言而（飛鳥池遺跡木簡）

のようなのがみられる。これらは、本行に対して仮名書き部

分全体が漢語に順ずる地位を持っており、仮名書き部分が本行と同じ大きさで書き表わされている。これに対して後者は、宣命書きによつて会話部分が示されるようなものであり、

已訖仍推問宣被命問（志加婆）頗新田買頗未進申（支）

（正倉院文書、道守徳太理啓）

此者稻税盡入（弓）申（支云）（同、生江息嶋解）

小治田人公申云（久）（同、写書所充装潢帳）

など、その形式はさまざまであるが、正倉院文書に見られる部分的宣命書きにおいては、ひとつの特徴的な一群である（8）。

古事記においても、これらに対応するような仮名書き（音訓交用）が、会話部分にも多く認められる。やはり、ことばのかたちを重視したものと思しい。国生みの場面で伊耶那岐命が「阿那迹夜志、愛衰登賣衰」と詔るのは前者の例であり、宣命書きと同様の仮名の用法が会話部分に多くあらわれるのもこれに準じる（9）。

古事記においては、どちらの方法にせよ、たしかに、口頭に発せられるべきことばのかたちをそのまま残そうとしたものと思われ、その点で、擬似漢文による日常文書とは、文章の質が異なる。擬似漢文においては主に会話の部分がどこであるかを示すのであり、ことばのかたちを残そうとしたものではない。宣命書きを多用することで、ことばのかたちもあらわすことにつながるが、本来的な目的意識において差がある。そこには会話部分のあらわされべきことばの文体差が鮮明に認められるのであり、宣命書き部分と擬似漢文部分とは、画然と区別されるものである。

そもそも宣命書きは、擬似漢文と仮名書き（つまり漢文化と日本語文）とのほさまにあつて、両者の均衡の上に成り立つものであつた。前稿に取り上げた問注文書の擬似漢文部分と宣命書き部分との差異を考えれば、それは首肯できよう。問注文書においては、その形式が整えられていくと、問いには擬似漢文、答えは宣命書きと、その形体を区別して、問いには「問云」「如何」と漢文的な方法を、答えには「申云」「と」と「申（へ）は宣命書き」と日本語的な方法をとる。

問友成云、請被殊任道理、裁下給古作田子細状、在向野郷内字巫田内式段并字大木垣老所者、右件田島、以去庚和年之比、牛男丸与末貞令相訴申之処、被召問図師永尋之間、依陳申末貞道理、可領掌末貞之由、御判給了、何彼相論之時、有可友成領知者、彼時出来、可訴申之処、友成母依為放出子也、今父弘永死去之後処分之由愁申、令作之旨、所難堪也、於田島所領道者、致無公驗者、以手次領作之理、所令所領也、何友成年來父放出子能為男子、不知田島令領掌之条、無其謂者、依実子細弁申如何、友成申云、末貞訴申巫田二反島小城垣一反事、年來相訴之間、御定云、末貞・友成相共可蒙神判之由者、神判祭文進之処、末貞方（二）出来証利、一（ハ）舅安富死、一（ハ）竊盜（二）合（天）悉損取、一（ハ）乘馬斃、一（ハ）兄時光（ハ）子死、一（ハ）甥貞時（ハ）子死者、以去年三月十六日注進之処（二）、御判云、件田島任神判証驗（天）友成可領掌之由者、而背御判旨、所訴申無謂（と）申、（花押）（平安遺文二一五八、宇佐宮公文所問注日記）

答えの部分は、問いにくらべるとことばのかたちを問題とすることになる。文書の目的が特に答えの部分の書記にあるのを勘案するならば、擬似漢文においても、古事記と同様な要請が生じていると思われる。このあたりには、擬似漢文の漢文的語序、宣命書きの日本語的語序という区別を認めることもできる。先に見たように擬似漢文においても日本語的語序は認められるけれど、ここでは擬似漢文の部分と宣命書きの部分とはつきりと区別されているといつてよからう。ここに、ひとつの和漢の混淆をみる事ができる。そこにあるのは、たしかに文体の違いなのである。

四、文体と表記体

古代漢字文を文体としてとらえようとするとき、「文体」という用語（ターム）にももう一度目を向けておく必要があるであろう。それは「表記体」あるいは「書記体」という用語との関係が問題になるからである。

古代、漢字専用の時代にあつて、書記体は漢字文に限られる。したがつて使用される文字の種類については問題ない。文字の用法面からは、仮名書きの部分の問題となる。つまり、漢字の正用もしくは訓字の用法（義対応、表意的）か、仮名の用法（音対応、表音的）かがもつとも大きな分類の基準となる。しかしながら、これは文章全体のことばのスタイル（Style 文体）とは関係ない。仮名交じりは万葉集のような歌の文章であつても、正倉院文書に残る日用文書のようなものであつても、あるいは

木簡のそれであつてもあらわれるし、訓字だけの文章も同様である。すくなくとも、八世紀中ごろの律令社会では、比較的自由な書記(どのようによくか選択の幅が広い)が可能であつて、そこには、書くべきことばと書記法との間に、いくばくかの選択の余地があつたと思われる。万葉集のような歌集内部の多様性を思い浮かべてもよいし、各風土記の文体差を思い浮かべてもよい。あるいは古事記と日本書紀の差も、書くことの目的やそれによる規制はさておいて、いずれの方法も可能であつた時代の選択とみてとれる。

そのような時代にあつては、書かれるべきことばと、選ばれる書記形式とは、必ずしも対応するものではなかつたと思われる。もちろん、日本書紀がその文体を選択するのは、それなりの必然性があり、必ずしも自由な選択の結果とは言い切れないし、万葉集の書き様をみても、そこにはそのように書かれるべき必然性があつたことは事実であろう。仮名で書かれることと訓字で書かれることとの間には、位相や場といった、それなりの必然性がある。しかしながら、歌が仮名書きされるか、訓字主体の書き様を選択するかは、場に左右されることはあるにはあつても、同じ文章が異なる書き様となるのであつて、書記形式が文体を定めているわけではない。また、おそらく、日本書紀と古事記においても、本来語られることばにはそれほど差はなかつたはずである。文章形式の選択がそこにはある。歌の場合には、同じことばのかたちに還元されるし、古事記日本書紀の場合にはそうでない。ことばと文章、さらに表記体と、その関係は多様なのである。したがつて、背後にあることばによ

つて、文体を規定することは、もう一度考え直されてよい。

みてきたように、会話部分引用の形式やその内部との関係において、そこにある種文体差が認められる。もとより擬似漢文内において会話引用形式は、中国語文に傾くものと日本語文に傾くものと、両種の形式が並存していた。ここにひとつの和漢の混淆がみられる。しかしして、擬似漢文が宣命書きを多く含むようになり、そこに日本語要素の部分が多くを占めるようになると、擬似漢文と宣命書きによる異なる意味での和漢の混淆があらわれてくる。これがいわゆる和漢混淆文の源泉となるのではないか。峰岸明がつとに指摘したような(10)、記録体と和漢混淆文との関係は、擬似漢文と和漢混淆文との関係というふう置き換えてよい。峰岸の記録体として取り上げたものも当然ここでいう擬似漢文に含まれるものだからである(11)。

さらに、和漢混淆文という用語にも検討が必要である。「和文と漢文(訓読)との混用の文」(『国語学大辞典』、「漢文訓読文に和文脈の加わつたもの、和文脈と漢文訓読文脈との混合した文章、あるいは和漢雅俗の混淆」(『国語学研究辞典』)といった定義によつて、軍記物とくに平家物語の文章を典型とするのが一般の見方である。ただし、広義に和と漢との混淆による文体ととれば、擬似漢文の中に宣命書きを含めそれが多用されることによりいわゆる漢字仮名交じりを現出させるようなものも、みてきたように和漢の混淆がそこにはみとめられ、一種、和漢混淆のあり方を考えさせる。『東大寺諷誦文稿』に和漢混淆文の萌芽を見る築島裕の見解は、その意味でまさに卓見である(12)。『東大寺諷誦文稿』と宣命書きとの関係については先にみたと

おりであるが(13)、これを記録体との関係も含めて、日用の文書形式としての擬似漢文とそれに仮名を含める形式、つまり「擬似漢文と宣命書きによる日本語要素の埋め込み」を、和漢混淆を受け入れる一つの素地と考えるならば、このような文章の形式こそが、和漢混淆文の基底にあるといえよう。むしろ、平家物語などは、その強度に洗練された文体と見るほうが、現代の漢字仮名交じり文への道筋を考えやすいのではなからうか(14)。ちように、古代のいわゆる変体漢文(ここでいう擬似漢文)の典型と見なされてきた古事記の文体が、当時の日用文書との関係で捉えられるようになったことと同じような関係がそこにはみとめられる。

このように、「擬似漢文と宣命書きによる日本語要素の埋め込み」は、直接、文体を生み出すものではないけれども、擬似漢文がいわゆる和漢混淆文を生み出す基礎にあると考えるならば、宣命書きがそこで漢字仮名交じりという形式をとるようになる契機となったということは、十分に考えられることであると思量する。

【注】

(1) 奥村悦三「仮名文書の成立以前」『論集日本文学・日本語 1 上代』、「仮名文書の成立以前 続」万葉 99、(一九八八・十二)

(2) ではなぜこのようなものがもされたのか。その背景については、言及を見ない。いわゆる変体漢文の文書も読まれて伝えられることがあり、そのような文章は理解でき

るが、それを読むことはできず、ただ、仮名だけが読める、そんな人物にあてたものを、想像するしかないのだろうか。あるいは、いわゆる変体漢文の文書を書くための下敷きになるようなことばが仮名によって残された稀有な例としてとらえることもできようか。形式の定まった文書ならば、比較的簡単にものすことも可能であつたらうけれど、臨時の内容の書簡文となると、まず伝えるべき内容の日本語文(通常は頭の中だけにあらわれる)がなければならぬからである。

(3) 歌という日本語語形をそのまま書き写すことを要求する場において、日本語を書き表わすための文字としての仮名(特に平仮名)が成立したことは、日用での仮名の使用とあいまって、話し言葉に近い形で日本語の文章を書き記すことを可能にしたのかもしれない。一方で、片仮名は、つねに部分的にはあるが(つまり文章を書き記すのではなく)、日本語語形を記すために用いられてきた。

(4) もちろん、区別することがより学問的な厳密性であるとする立場からは、一説にもならないのかもしれないが。また、仮名文も奥村の指摘のように漢文の影響から無縁でないとする、仮名文を擬似漢文に含めるような考え方になるのかもしれない。そうすると、やはりそれは日本語文ということになり、漢文か非漢文かの分類として落ち着くということになる。その点では、従来から、いわゆる変体漢文が日本語文の下位分類に位置付けられてきたことは、本論の趣旨とは若干異なるが、ある意味妥当な分類であつ

たと思われる。ただし、そうしたとき、正格の漢文と擬似漢文との間に、誤用や白話的な漢文を中国語文の中に置く必要がある。しかしそれは、日本語（あるいは朝鮮語）の干渉を受けた擬似漢文との区別をどこに設けるかという問題が生じる。要は中国語文をめざすかそうでないかの違いとなるが、それは実際の資料からは判断ができない。語彙レベルでは当然のことながら、語法レベルにおいても、まず不可能である。

(5) 拙稿「古事記の書き様と部分的宣命書き」『上代語と表記』(おうふう、二〇〇〇・一〇)

(6) 拙稿「『平安遺文』の宣命書き資料」女子大文学国文篇53号(二〇〇二・三)。以下、前稿と呼ぶ。

(7) 拙稿「古事記の文章と文体―音訓交用と会話引用形式をめぐって」国文学47巻4号(二〇〇二・三)

(8) 拙稿「部分的宣命書きの機能」『国語語彙史の研究 十 九』(和泉書院、二〇〇〇・三)

(9) 注5拙稿

(10) 峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』(一九八六、東京大学出版会)

(11) 記録体のいわゆる公家日記にはさまざまの形式が認められ、スタイルとしては一様でない。それはちやうど、日用文書における個性と揆を一にするものと思われるが、個々で詳述する用意はない。これについては稿を改めることにする。

(12) 築島裕「東大寺諷誦文稿」小考(国語国文21・5、

一九五二・五)

(13) 部分的宣命書きからみた『東大寺諷誦文稿』女子大文学国文篇52号(二〇〇一・三)

(14) 平家物語の文章については、平成十四年度大阪女子大学公開講座「『平家物語』の世界」において、平家物語がその変遷を通じて、洗練された和漢混濁文を獲得してゆく過程について考えたが、なお検討を加えて後日を期す。

(女子大文学国文篇五四号)